

障がい者差別解消に関する取組について

1 経過報告

(1) 作業部会について

令和元年10月より芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会に作業部会を設け、障がい者差別解消に関する条例の制定に向け、原案の作成に取り組む。

委員は、有識者・弁護士・当事者、支援機関、障がい者団体、商工関係者、行政関係者合計10名で構成。

(2) 日程及び取組事項

日程	取組事項
平成31年2月7日	発足の発議
令和元年10月4日	委員の委嘱等
令和元年10月4日	第1回 作業部会の開催
令和元年11月1日	第2回 作業部会の開催

2 条例案について

(1) 目的 障がいのある人となない人相互のコミュニケーションを通じて障がいに関する理解を促進し、合理的配慮の提供等を推進することで、様々な社会的障壁による制約を受けず、個人の尊厳と人格・自己決定が尊重される地域とすること。

(2) 構成 ① 総則的事項（基本的理念、目的、定義等）
② 差別解消のための施策（施策、体制、計画等）

(3) 特徴 障害者差別解消法の基本理念を条例化したもので、障がい者差別とは何か、障がい者差別を解消するためにどのような取り組みを実施するのかを記しているところ。

3 作業部会の議題

- (1) 第1回議題 ① 目的及び活動内容等について
② 現在の条例案の説明について
③ 課題及び課題整理の方向性について
- (2) 第2回議題 ① 前回の指摘事項と対応について
② 条例素案の説明について

4 今後について

- (1) 理解促進・啓発事業の具体的な提案
(2) ガイドラインの策定

【自立支援協議会資料】

(3) 所要の要綱等の整備について提案

5 今後のスケジュール

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
協議会	≪第2回 協議会≫			≪第3回 協議会≫	新委員 任期開始		
作業部会	啓発方法・ガイドライン・ 所要の要綱等について協議			任期終了		啓発事業について協議	
行政	条例原案調整			≪社会福祉 審議会≫	ガイドライン・所要の要綱 等調整		≪6月議会≫ 議案提出